



第12回

注意すべき消滅時効

民法には時効の制度として、消滅時効と取得時効の制度があります。前者は、一定期間権利を行使しないことよってその権利が失われる場合、後者は、逆に権利が取得される場合を言います。

こうした時効の制度が設けられた理由は以下の3点にあります。

①取引の安全です。永年事実状態が継続すれば、社会はそれを正当なものと信頼し、そのうえに法律関係を積み重ねることになります。それを後日覆すことは法的安定性を害します。②立証の困難性です。時の経過により真実確認のための証拠が散逸してしまいます。③「権利の上に眠る者」保護せず。永年権利を行使せず、いわば権利の上に眠るような者は法的に保護す

る必要なしということですが。

注意すべき消滅時効の年数

企業法務において特に注意しなければならぬのは、消滅時効です。「民事10年、商事5年」「飲み屋1年、商品2年、請負3年」と覚えていただければと思います。詳しくは以下の通りです。

(1) 1年

家事使用人の給料、大工や職人などの手間賃、芸人のギャラ、運送賃、ホテル・旅館の宿泊費、飲食代、ビデオなど動産のレンタル料等

(2) 2年

商品販売代金(注意) ① 商事債権は一般的には5年ですが、これは2年です。商法522条、学校・塾の授業料、弁護士や公証人の報酬債権等、労働者の給料(労働基準法、なお退職金は5年)

(3) 3年

医師・産婆・薬剤師の職務上の債権、建築工事などの請負代金、不法行為(交通事故、医療過誤、慰謝料)による損害賠償

請求権

(4) 5年

家賃、地代、前述以外の商事債権(会社の行為はすべて)

(5) 10年

前述以外の一般の債権、債務不履行による損害賠償請求権、確定判決

(6) 使い分け

実際の事案においては、どれかの消滅時効が成立しそうでも、他の法律構成により時効問題をクリアすることができる場合があります。例えば、相手方の不法行為により損害を受けた場合は、同損害賠償請求権の時効は3年ですから、すでに3年を経過している場合は相手方に消滅時効を主張される可能性があります。しかし、その損害が契約上の債務不履行によるものとも法律構成できる場合には、同損害賠償請求権の時効は10年ですから、相手としてはこれを主張すれば消滅時効問題をクリアできることとなります。

(権利のある者が、その旨主張すること)が必要ですが。例えば、相手方が商品代金を支払わずに2年以上経過していても、即消滅時効にかかっているとは言えません。相手方が「消滅時効を援用する」と主張して初めて、当方の代金請求権が消滅することになります。

請求書を送り続けていれば時効は中断するか

否です。裁判外の請求は6か月以内に裁判上の請求をしない限り中断しません。

その他「差押・仮差押・仮処分」「債務承認」により時効を中断させることができます。

債務承認の一例。100万円の商品代金債権が2年を経過しても支払ってもらえない場合、内金として10000円を支払ってもらい、領収書に〇〇という商品代金100万円の一部として受け取った旨、そして日付も明記。領収書のコピーを取っておく。こうすれば、相手方は債務承認したことになり時効中断となります。

時効は自動的に発生するか

否です。権利者による援用

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士15名、秘書21名) H22.4 現在

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸
柴橋修/稲垣洋之/渡辺秀行(弁理士)/山口卓
笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀
山本淳哲/上土井幸始/城昌志/高尾健太郎

☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題
☑知的財産 ☑倒産・再生 ☑顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します